

リスク管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター（以下、センターという）の活動における様々なリスクを適切に管理し、被害の最小化と事業の継続を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、センターのすべての役員および職員（以下「役職員」という）に適用する。

(リスクの定義)

第3条 この規程におけるリスクとは、以下の事象をいう。

- (1) 災害（地震、風水害、火災等）
- (2) コンプライアンス違反、不正行為
- (3) 個人情報・情報資産の漏洩
- (4) 役職員のスキャンダル、社会的信用の失墜
- (5) 事業の中断、資金繰りの悪化
- (6) 感染症その他の公衆衛生上の緊急事態
- (7) サイバー攻撃・システム障害

(最高責任者)

第4条 リスク管理の最高責任者は代表理事とし、リスク管理責任者は事務局長とする。

2. 代表理事は、重大なリスクが発生し、または発生するおそれがある場合、事務局長および必要な職員からなる「対策本部」を速やかに設置し、被害の拡大防止と事業継続のための対応措置を決定・実施する。

(リスクの識別・評価・対応)

第5条 リスク管理責任者は、年に1回以上、センターの活動に関するリスクを識別・評価し、発生可能性と影響度に基づき優先度を設定した上でリスク管理台帳に記録・管理する。日常的なリスク管理業務を統括する。

2. リスク管理台帳は年1回以上更新し、代表理事および理事会に報告する。

3. リスクへの対応策（回避・低減・移転・受容）を整備し、定期的に見直す。

(緊急事態発生時の対応)

第6条 リスクが発生した場合、発見者は直ちに事務局長（不在時は代表理事）に報告する。

2. 緊急事態発生時は、人命の安全確保を最優先とし、被害の拡大防止、関係者への速やかな

連絡・報告、事実関係の記録、必要に応じた所轄庁等への報告、および再発防止策の実施を行う。

(役職員の義務)

第7条 役職員は、法令・定款・規程等を遵守し、センターの信用を損なう行為をしてはならない。また、職務上知り得た個人情報および機密情報を適切に管理し、漏洩・不正利用を防止しなければならない。

2. コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに事務局長または代表理事に報告しなければならない。

(教育・訓練)

第8条 センターは、役職員に対してリスク管理に関する研修・訓練を定期的実施する。

(委任)

第9条 この規程に定めるほか、必要な細目事項は、代表理事が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付則

この規程は、2026年5月20日から施行する。